

Title	函館・仙台洋教事件における"寛典の処置"と禁教政策への影響
Sub Title	The religious persecution at Hakodate and Sendai : the toleration and anti-religion government policy in modern JAPAN
Author	鈴江, 英一(Suzue, Eiichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2000
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.69, No.2 (2000. 3) ,p.1(169)- 26(194)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20000300-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

函館・仙台洋教事件における

“寛典の処置”と禁教政策への影響

鈴江英一

一、課題の設定

明治維新政府の対キリスト教政策の転換、すなわち禁教から默許へ向う過程は、これまで主として長崎地方の配流キリシタンの釈放（一八七一年〈明治五〉—七三年〈同六〉）、またキリシタン禁制高札を含む高札撤去布告（一八七三年）を中心にして論じられてきた。⁽¹⁾しかし、この事件を含むキリスト教徒「赦免」の法的な裏付けは、「寛典の処置」を府県に命じた一八七一年の太政官正院内達であつて、この内達の直接の契機となつたのが、本稿で取扱おうとする、同年の北海道函館と宮城県仙台で起つたハリストス正教徒の捕縛とその後の釈放であつた（本稿では、これを「函館・仙台洋教事件」などと略記する）。

函館・仙台洋教事件における“寛典の処置”と禁教政策への影響

函館・仙台洋教事件は、長崎などキリシタン配流事件に較べると捕縛の規模も小さく、短期間で釈放、結着を見たこともあつて、これまで政府の対キリスト教政策の中では充分位置づけられることが少なかつたようと思われる。しかしながらこの事件の重要性を指摘するいくつかの論考が、すでに無かつたわけではない。例えば、この事件を歴史的に詳述したのは、正教会自身の編纂による『日本正教伝道誌』⁽²⁾が始めであろう。同書では、この事件を「窘逐」（迫害）とよび、函館・仙台における伝道の発展のなかに位置づけ、事件の発端から釈放までの顛末を逐つており、釈放によつて「仙台・函館等の官庁の窘迫も止み、ハリストス教は自ら默許の有様となり」と事件の影響を捉えている。⁽³⁾さらに注目すべきは、正教徒釈放工作が太政官の顧問であつたG・H・F・フル

ベッキなどを通して政府部内に及んだためか、政府内部の論議——「廟堂」中の西郷隆盛等の「禁制主義」と、岩倉具視、木戸孝允、副島種臣等の「放任默許の主義」との対立——を記述している点である。⁽⁴⁾ なお、正教会側の主要な文献には、このほかに『大主教ニコライ師事蹟』があり、後述する鹿児島県人の警視庁（といわれる）警部による内偵を記している。⁽⁵⁾

正教会自身の歴史叙述を別にすれば、戦後、仙台側の事件の全容が『宮城県史』第一二卷⁽⁶⁾によつて明らかにされた。さらに両地の事件をキリスト教解禁問題との関わりで取組まれた論文が一九六〇年代に公表されている。

松繩善三郎「明治初期のキリスト教と外交問題の一斑」⁽⁷⁾ —仙台士族の耶蘇教講説に対する政府の処置について——と拙稿「開拓使によるキリスト教の迫害と解禁の時期について」⁽⁸⁾である。前者は、まだ充分公開されていなかつた外務省文書を駆使し主として仙台の事件を、また後者は全面公開されて間もない開拓使文書によつて主として函館の事件を中心に取上げている。松繩論文は、長崎地方の浦上・伊万里事件に隠れがちであったこの事件の意義を強調したものであるが、とくに事件以降のキリスト教禁教政策が正院内達によって緩和の方向をたどる

ことを指摘し、「(政府の方針が) 壬申五年に定義づけた行き方を取る」と事件を意義づけている。拙稿は、函館事件に触れつつ論点の中心を、禁教高札撤去布告後の開拓使による「迫害」の継続、すなわち高札撤去がただちにキリスト教解禁ではないとする点に置き、正教徒と開拓使との“葛藤”的継続・拡大を取上げている。

その後、再び函館・仙台洋教事件が論じられるのは一九八〇年以降で、再び両地での事件の顛末を紹介した秋月俊幸「明治初年のギリシャ正教迫害顛末」⁽¹⁰⁾、さきの『宮城県史』の論述を発展させた逸見英夫「宮城県下耶蘇教講説事件」⁽¹¹⁾、この事件を対キリスト教政策全体のなかでの重要な転換点と見る三好（現姓森本）祥子「明治初期のキリスト教政策の転換に関する一考察」⁽¹²⁾が発表されている。

このうち秋月論文は、正院内達が「キリスト教を容認したわけではないにしても、これに対する寛容を始めて明確に表明し」⁽¹³⁾たとし、これによつて「キリスト教はなれば黙許の状態」となり、宮城県庁はこれを契機に正教伝道の自由を実質的に認めた、と解している。一方、三好論文では、正院内達の「寛典」「教化」という文言に示されているような寛大な処置は、消極的ながら一八六

八年（慶應四）の禁教高札（五榜の掲示第三札、いわゆる「切支丹札」）掲示以来の、新たな対キリスト教政策と位置づけている。従つて翌七三年一月二十四日の高札撤去布告（太政官布告第六八号）は、「前年五月の段階よりも一層政府の禁教緩和の方針を進めた処置」であるとしても、正院内達は「高札撤去に先立つキリスト教政策の転換を示す重要なものとして」¹⁴評価すべきであるとする。

以上の研究では、多く正院内達を対キリスト教政策の転換点として重視し、またこの事件の外交史の視点が強調されてきた。正院内達は、函館・仙台洋教事件を扱う限り対キリスト教政策の中で一定の位置を占めるものとなつてゐる。一方、正院内達の帰結として高札撤去を位置づけるかどうかについては、論じられ方は一様ではなく、事件の展開と収束の論理に注目してなお考察を深める余地がありそうに思う。それゆえ本稿の課題を次のように設定してみたい。まず第一に函館・仙台両地での捕縛に到る経過のなかから、その全体像を検討しておきた。い。両地での事件の発生が無関係であつたとする見方もあるが¹⁵、両事件の関連性を考えておく必要があろう。第二は、正院内達の『寛典の処置』がどのような論理から

生じたものか、またこの処置が示す方向性の解明をめざしたい。あわせて高札撤去布告との関連性に言及したいと考える。尤も筆者は、正院内達の『寛典の処置』が高札撤去に帰結したとの考えをとつてゐる者ではない。この点については、別稿「切支丹禁制高札撤去布告後の禁教政策」¹⁶を参照していただきたい。内達も布告とともに、キリスト教解禁あるいは默許を指示するものではないと考えているが、内達の背後にある一定の政策の変化には注目したい。第三は、この事件終結によつて引出された事態、すなわち釈放されたハリストス正教徒の伝道活動の公然化が対キリスト教政策に与えた影響を見ようと思う。これは、第二の『寛典の処置』の具体的な展開を、七二年以降の開拓使など地方官におけるキリスト教取締のなかに見ようとするものである。以下、第一の課題から第二、第三の課題へと論述を進めていくこととする。

二、函館・仙台洋教事件の発生

(一)ハリストス正教徒の伝道と捕縛

捕縛の対象となつたハリストス正教徒は、いずれも幕末に来日したロシア正教会の司祭（事件当時は、「掌院」に昇格、後の主教）ニコライの指導の下に入信、ある

いは求道に入った人々である。事件の前提となる、正教会の伝道経過の概略は以下の通りである。⁽¹⁷⁾

日本伝道を志したニコライが開港地である函館のロシア領事館付司祭として来日したのは、一八六一年（文久元）である。同地で最初にニコライの伝道に接し入信に

到つたのは、土佐藩出身の函館神明社神主の婿であった沢辺数馬（琢磨）であるが、沢辺を通じて仙台藩関係者たちがニコライに接するようになる。戊辰戦争のさなか一八六八年には、仙台藩士浦野大蔵、医師酒井篤礼が沢辺とともに最初の領洗（受洗）者となつている。奥羽北越同盟の盟主であつた仙台藩が朝廷側に敗れた後、仙台藩士の入信は続き、七一年（明治四）十一月には、小野虎太郎、高屋伸、 笹川定吉等が函館から郷里仙台に渡り、旧仙台藩士とその家族への伝道を開始する。後には沢辺も加わり、小野の居宅を講義所とし、数か所で集会を開いて積極的な伝道活動を展開した。⁽¹⁸⁾

一方、函館では、ニコライの上京後、後任のアナトリー司祭の指導の下に酒井篤礼、津田徳之進を中心に市内数か所に講義所・伝教所を設けて市民への伝道が行われた。七二年三月の復活祭後の状況を、『日本正教伝道誌』は、「大祭後の一週間は、日々教鐘を鳴らしたるに、

市民は群をなして聖堂に来集せり。在校の人々は交々出で、群集の市民を案内し、堂内狭くして群集を一時に入れる、能はざりしかば、百名位つゝ入り代らしめて、正教会の要理を講じたり。」と記している。⁽¹⁹⁾ 伝道活動の公然化が窺える。

正教会の伝道は、函館から仙台へと及んだのであるが、捕縛は仙台が先行し、捕縛・取調を受けた人数も仙台側がはるかに多人数であるので、仙台の捕縛の経緯から略述しておこう。仙台では、まず二月十三日に沢辺、 笹川が捕縛され、「監倉入」となり、次いで高屋伸、板橋升等が捕縛され、二十日までの間に一〇七名が捕縛・取調を受けている。このうち九名が「監倉入」、六一名が「親類預」となつており、残り三七名は「幼年」または「婦女」であるため釈放された。⁽²⁰⁾ 函館では、前述の復活祭後、三月二十七日に酒井篤礼が捕縛、二十九日には津田徳之進と影田孫一郎が捕縛・投獄されている。このほか函館では、講義所の場所を提供した真野宇兵衛等三人、また投獄者に同情的であつたため投獄されたといわれる函館護兵大川道郎等三人、計九人が拘束された。⁽²¹⁾

〔二〕捕縛の契機

仙台・函館の正教徒捜査・捕縛に当つて宮城県庁と開

拓使（なかでも現地を管轄する函館支厅）との間に、捜査情報の交換、捕縛の際の連携が事前に存在していたことを示す史料は、太政官・外務省・開拓使・宮城県庁等の公文書のなかに、その痕跡を確認し得ない。従つて宮城県庁からの通報によつて、開拓使函館支厅が行動を起したものではないと考えられる。また、函館支厅が正教徒の帰仙をいち早く宮城県庁へ通報した可能性も薄く、仙台の捕縛は宮城県庁の単独の行為であるとみられる。ただ、これまでの研究によつて既に知られているように、宮城県庁の捕縛は、県庁独自の意志ではなく、他律的契機に促されたものである。宮城県庁文書及び事件の責任者となつた宮城県参事塩谷良翰の『回顧録』によると、仙台での伝道をいち早く問題視したのは、兵部省糾問司（この年、兵部省廃止、陸軍省糾問司、次いで陸軍裁判所と改称）の少令史金子本承であつた。塩谷良翰が太政官正院の内史宛「耶蘇教徒取調ノ顛末申上候書付」（五月十四日付）によると、次の通りであつた。

「去ル一月十五日宮城県下出張裁判所其頃糾問司金子少令史ヨリノ内報ノ趣、当県貫属ノ者耶蘇教講究日々集会、追々蔓延可レ致勢ニ付速ニ取締可レ致、若因循手後相成候ハ、右司ヨリ手入可レ致旨官へ通告有レ之候

拓使（なかでも現地を管轄する函館支厅）との間に、捜査情報の交換、捕縛の際の連携が事前に存在していたことを示す史料は、太政官・外務省・開拓使・宮城県庁等の公文書のなかに、その痕跡を確認し得ない。従つて宮城県庁からの通報によつて、開拓使函館支厅が行動を起したものではないと考えられる。また、函館支厅が正教徒の帰仙をいち早く宮城県庁へ通報した可能性も薄く、仙台の捕縛は宮城県庁の単独の行為であるとみられる。ただ、これまでの研究によつて既に知られているように、宮城県庁の捕縛は、県庁独自の意志ではなく、他律的契機に促されたものである。宮城県庁文書及び事件の責任者となつた宮城県参事塩谷良翰の『回顧録』によると、仙台での伝道をいち早く問題視したのは、兵部省糾問司（この年、兵部省廃止、陸軍省糾問司、次いで陸軍裁判所と改称）の少令史金子本承であつた。塩谷良翰が太政官正院の内史宛「耶蘇教徒取調ノ顛末申上候書付」（五月十四日付）によると、次の通りであつた。

「去ル一月十五日宮城県下出張裁判所其頃糾問司金子少令史ヨリノ内報ノ趣、当県貫属ノ者耶蘇教講究日々集会、追々蔓延可レ致勢ニ付速ニ取締可レ致、若因循手後相成候ハ、右司ヨリ手入可レ致旨官へ通告有レ之候

二付即遂「搜索」候処、確証モ有レ之呼出及「吟味」候処、耶蘇講究無ニ相違一段銘々申立（以下略）⁽²²⁾」

さらに塩谷良翰述『回顧録』はもとより後日の著述であるが、右の県庁の他律的立場をいつそう裏付けている。

ここでは金子の通報は禁制の耶蘇宗門の者三〇余名が集会していること、もし県庁が取締をしないならば、糾問司が捕縛するというものであり、県庁としては、糾問司の手で捕縛がされたのでは、県庁の恥辱と考えて捕縛に踏切つたと述べている。宮城県庁からの文書と塩谷の『回顧録』は、県庁側に捕縛の積極的な意志が無かつたことを示しており、この点についてはさらに後述する、事件後の証拠品返還処置に対する同県庁の意向からも傍証される。

一方、函館の場合は、捕縛の契機が開拓使自身にあつたことが、多数の史料から確認出来る。そのうち取締の現地責任者であつた中判官杉浦誠自筆の記録は、開拓使中枢がこの捕縛を下したことの直接の証言となつてゐる。例えば、杉浦自撰の年譜『経年紀畧』⁽²⁴⁾では、同四月一日

「四月一日 魯国教官ニコライ方ニ寄宿ノ仙台人影山・津田ノ両生ヲ呼出シ、糾弾ノ上捕縛ス黒田次官依」

て此事ヲ在留ノ領事オラロースキ、此事公法ニ負ク也
トノ議論ヲ主張シ、固ク執て不レ動

この記事は、事件の発生即時に記載されたものではな
いので、数日の事実を四月一日に集約して記載している
が、発端の事情をさらに明らかにするのは、事件発生時
に記録された杉浦の『日記』⁽²⁵⁾である。これによると、三
月二十五日に開拓次官黒田清隆は「ニューヨルク号」で
函館に到着するが、この翌々日に酒井篤礼の捕縛が行わ
れている。三月二十七日条と二十九日条の関係部分を掲
げてみると、次の通りである。

「(三月二十七日)。耶蘇一件ニ付當処住人酒井^(篤)徳礼呼
出し一通リ取糺ス因入。牢屋敷、斎済館地處、次官殿

見分

「二十九日 耶蘇一件ニ付左之もの吟味始ル

旧仙台県士族 津田徳之進

影田孫一郎

護兵隊江預ル

黒田の到着がただちに捕縛を促したことは、右の記事
から窺える。この事態を第三者の眼で観察していたのは、
黒田と同船して来函したカトリックの宣教師マランで、
その「東北紀行」では、「その行政はまずキリスト教の

迫害で始つた。^(日本歷二月二十八日)五月五日に彼は、数人のキリスト教信者
を逮捕させ、また私の出発の日には、七人のおもだつた
信者が牢屋に投ぜられた」と記しているから、正教徒捕
縛にかかる黒田主導説が一般にも流布していたのである
う。

捕縛事件が落着に向つた時点で、杉浦が黒田の「内
話」を日記に残しているが、これは「○ブレッキストン
より買入器械一条及津田・蔭田一條、結局次官殿不行届
也と云々」⁽²⁸⁾というものである。「内話」は事件に対す
る黒田自身の総括的な表白と受取れるものであつて、黒
田にキリスト教取締への積極的意志が存在し、その指導
性が發揮されて起つたことが確認できる。

(三) 探索と捕縛の構図

函館での捕縛経過からは、「耶蘇嫌い」といわれる黒

田の恣意的ともとれる態度が浮彫りにされるが、この限
りでは、仙台の捕縛との関連は見出されない。しかし、

『日本正教伝道誌』によれば、仙台・函館ともに捕縛の
直前、宮城県庁・開拓使函館支庁の官員の中から取締を
予告する情報が正教会側に寄せられている。とくに函館
では、かねて「ハリストス教を学ぶ者を竊に探偵し」て
いると記している。⁽³⁰⁾その一端を裏付けるのは、函館支庁

(当時の名称は、函館出張開拓使府) 刑法掛の探索書「市中ニ於テ耶蘇教説法致候者探索仕候趣左之通」(壬申(31)一八七二年) 二月付) である。

ここでは、「本月初旬之夜大町壱町目小中治右衛門方ニ魯学ノ話談致候者有レ之由ニ而同町ニ住居旧幕人代嶋剛平と申者被レ招罷越候処、仙台書生ニ而港内魯国道場ニ留学致居候三十歳位之男講師ニ而聴衆四、五人罷越、天ニ天主と申神有レ之人間之根元ニ付尊崇可レ致と之事ヲ専ら說出し候ニ付耶蘇説法と心得驚入、剛平ハ早速退散、尤右は治右衛門方三度目ノ集会ニ而最初三十人程、二度目十四、五人集会之處、諸人何となく氣味悪敷存候哉、追々聴衆相減シ治右衛門方ハ休会相成候由」としている。

探索によつて既に「月初旬頃から活動が把握されており、「魯國道場」へ出入りの者、講師・入信者・參集者の氏名が明らかとなつており、集会の盛衰まで記されている。探索の結果捕縛された津田、影田、酒井のほか、函館支庁の内偵を通報した柳川一郎始め、大条秀次等、また講義の場所を提供した間野宇兵衛等九名が、既に探索書によつて捕捉されている。

この探索書は、杉浦から黒田に対しその処置を伺う、「耶蘇宗門之儀ニ付内密相伺候書付」(一月二十二日付)

に付された文書であつて、この伺には、ニコライを「彼国人中屈指ノ人物」と評価し、その影響力が在函の仙台人に及んでいることを述べている。さらに注目されるのは、杉浦が、自ら「食客之静岡書生某も魯学修行としてニコライ方江日々遣し置候間、同人よりも為「探索」」て、刑法掛と同様の情報を得ていて。杉浦としても、維新以来のキリストン問題を調査した上で、なおロシアとの外交問題をも配慮する必要があるとして、対策を黒田次官に伺出している。従つてこの情報が黒田の状況判断の基礎となつてしているのは明らかで、黒田の捕縛指令は、着函後

の思いつきではないことがわかる。

さらに、政府の探索は、前年に遡ることを示すのが、太政官から放つた諜者を通じて報告された「北海道筋弘教ノ議」(小池詳敬・小栗堅一宛、壬申(32)一月十八日付)である。この報告では、「函館邊異教侵入ノ趣ハ昨年中豊田道爾、奈流芳正巳等実地探索ノ書類ニ而情態明了ニ候」とあり、当時、横浜・長崎に放つたと同様、彈正台直属の諜者の活動があつたことを示している。彈正台の組織的探索は開港地函館に及んでおり、正教会の活動は開拓使のみならず、太政官全体の情報収集の対象とされ

ていたことになる。

諜者の情報と黒田次官の行動を直接結びつける史料はいまだ見いだせないが、前述の『大主教ニコライ師事蹟』では、東京でも鹿児島県人の警部伊坐敷輩と大山綱正が探索に入つており、正教徒への探索は函館・仙台に留まつてはいなかつた。函館・仙台洋教事件が局地的な契機によるものではないことは、これによつて知られる。付言すれば、『日本正教伝道誌』はフルベッキ等から聞取つたといふ、政府中枢における「禁制主義」の中心が西郷隆盛であつたことを伝えているのは、事件の契機を考えるうえで示唆的である。西郷が陸軍の統轄者であり、鹿児島藩士であつた黒田は、周知のごとく西郷によつて政府の中枢に地位を占めるに至つた人物であつた。⁽³⁴⁾ 西郷以下の鹿児島県の人脈が、この探索と捕縛に一定の役割を果してゐる構図を仮説として描けるのではなかろうか。

三、捕縛事件の収束と“寛典の処置”

（一）事件の拡大

函館・仙台洋教事件の契機を太政官のキリスト教探索活動の一環の中に置いてみたが、この事件のその後の展開と収束もまた、対キリスト教政策における政府の意思形成と関連付けて解することが出来るのではないかと思

う。幕末以来のキリスト教への扱いが、たえず欧米との外交問題に直結するのは、キリスト教が欧米諸国の宗教であり、教会・宣教団体の伝道活動の拡大が欧米各国の外交の展開に添つてなされていたこと、キリシタン配流事件などが信教の自由の抑圧、人権問題として欧米の政府・国民に関心を持たれていたからである。さらにこの時期には禁教状態が不平等条約改正交渉となり、岩倉使節団から禁教の撤廃、禁教高札撤去の要請もなされてゐた。⁽³⁵⁾

従つて、外務省はこの事件を在米の岩倉使節団へ関係文書の写を添えて通報しており、外務省出仕大原重実も私信によつて岩倉具視等に事件の推移を逐一報告している。⁽³⁶⁾ いづれも、条約改正交渉に障碍となる新たな要素が加わるのを憂慮したことであつた。じじつ函館の捕縛については、四月十三日に外務卿副島種臣がフランス公使コント・ド・チュレンヌに応接した際、函館の商人が伝えたこととして、「天主堂ニ踏込召捕」つたといわれれる情報の真偽が問い合わせられており、同様の問合せは、五月十二日にイギリス代理公使ワトソンからも寄せられている。⁽³⁷⁾

尤も函館の場合、在函口シア領事が外交交渉の当事者

となるが、その抗議は信仰を理由とする捕縛自体が問題となつたのではなく、踏込んだといわれる天主堂（礼拝堂）が領事館の一部であつて、これが外交特権の侵害となること及び開拓使の対応の非礼に重点が置かれていた。

前述の杉浦誠自撰『経年紀畧』の、ロシア領事オラロウスキーが主張する内容とは、「今茲ニコンスル館ニ寄留ノ附屬二名ヲ拙者ヘ無ニ御達、不法ニ幽囚被レ致候者ノ口上書ノ儀并ニ御面会ノ節拙者催促ニ付御異論ノ廉々判断致候」という文言に要約されているように、津田、影田を領事館付司祭の傭人、すなわち「領事館附屬」の者を領事に無断で捕縛したことと、そのために黒田次官に面会を求めたが拒否されたことを、「魯國名代ニ対シ蔑侵」であるとする点にあつた。

右の書翰には、「津田・影田幽囚ノ儀ト宗旨受候者奢逐ノ儀ト区別致シ候」とし、宗旨の問題と「事件交雜不致、只一名コソスル館ニ附屬ノ者無ニ御達ニ幽囚被レ致候ニ付、被レ相返ニ候様、万国公法ニ基キ催促致シ候」とあり、事件の核心はもはやキリスト教取締問題ではなく國際法上の問題となつていた。オラロウスキイは、樺太境界問題交渉で来日する駐清ロシア代理公使ビュッオフと協議をするために上京すると通告し、急遽五月五日には

黒田次官も杉浦を伴つて上京している。この間、開拓使は太政官正院へ次のように経過を報告し処置方を伺出している。

「 天主教信仰候者之儀ニ付相伺候書付

函館上大工町之内魯国道場有レ之、去年以来当地寄留旧仙台県士族并其他之もの共魯学為修業、右道場江入学致シ居、其者共之内夜陰市中江罷出天主教講説いたし候趣ニ而、追々信仰之徒相増公然教化いたし候勢ニ立至リ、其何ん難ニ捨置ニ付呼出吟味いたし候處、旧仙台県士族津田徳之進と申者天神町間野宇兵衛方江当二月以来度々罷越、魯國之話譚いたし候趣ニ申成、多人數召集天主教之大意講説いたし候處、右宇兵衛は悉く信仰いたし、猶徳之進同宿いたし居候同県士族影田孫一郎と申者より天主教日誦經文と号し候漢字江皇國仮名傍訓いたし候版行之書冊貰請候由ニ而処持いたし居候、其余当地寄留陸前国金成駅医師酒井篤礼と申者も魯僧ニコライ江隨從、天主教相學ひ恵比須町三浦与八郎方江度々罷越、同様天主教講説いたし東教宗鑑・聖史提要と表題有レ之候漢訳之天主教書籍所持いたし居、信仰篤く全善教之趣ニ申張、容易ニ伏罪可レ致体無レ之、此上同類も可レ有之哉ニ付追々取調候心得ニ

御座候、且宇兵衛貢請候日誦経文は魯国道場において教師ニコライ指揮いたし石版を以摺出候品之由申立旁不⁽⁴⁰⁾容易事故、当使限处置可レ致品ニ有レ之間敷候間、前書之者共司法省江差出、同省ニおいて御吟味相成候様いたし度、此段相伺候也

壬申四月三日
〔一八七二年〕

黒田開拓次官

正院
御中⁽³⁹⁾

ここでは、正教徒が「天主教」の学習から入信へ進み、さらに講説の主体となり、天主教書摺出・所持し、公然と活動していく様相が描き出されているが、開拓使の捕縛の意図は、正教徒の全面的な取締にあつた。

（二）事件収束の過程

外務省にとって仙台の事件は、条約改正交渉への波及が憂慮されるものであつたが、函館における事件は、外交特権が問題とされたことから、外務省自身も事件処理の当事者にならざるを得なくなつた。四月三十日、外務省は正院に対し、イギリスヘ大弁務使（寺島宗則）派遣については、イギリス公使からは「今般本国へ大弁務使差遣サレ候へハ、先ツ第一ニ御国異宗ノ儀御談話ニ及フヘク候、此儀確ト御弁解無レ之テハ外御談話向キ何も相

運ハサルハ必定」と言われているとして、函館・仙台正教徒の処分方針の早急な開示を求めている。⁽⁴⁰⁾ここでは、ロシア領事の提起とは別に、キリスト教取締の帰趨が問題とされている。本稿の最初に触れた正院内達は、この外務省が当面する課題に答えるものとして、出されている点に注目をして置きたい。

一方、ロシア領事との問題は、外務省と開拓使が直接の当事者であるから、その工作の過程に注目したい。工作の過程は公文書としては残されていないが、前述の杉浦誠の『日記』には、一定の経過が明らかとなつてゐる。杉浦の『日記』をたどると、五月八日に杉浦は「外務省江罷出礼拝一条、卿江及演説手続書相渡」し、二十五日には「○朝外務省江出ル、○奉教一件魯国公使と不論可否善惡内濟熟談之積略相調候ニ付魯國領事江自分より謝辞可申入云々也」と、内濟の方向で收拾工作が進められている。翌二十六日には、ロシア語通弁を同行し、オラロウスキーリー領事を訪れ、「○談判之主意自分不行届を主張ス、（中略）自分より謝状送ルヘキ事ニ決ス」とし、開拓使側が詫びて解決が計られた。かくして同日、杉浦は函館支庁の松平正親へ書状を送り、「○津田外堺人断然さし免候事」と釈放を指示した。二十七日には、

「昨日魯領事江引合之顛末外務卿江演説ス」と報告している。杉浦の「謝辞」は六月十一日に領事へ送っているが、六月十四日には、「○奉教一件、領事との紛騒、昨日引合ニ而悉皆相済」とこの事件の収束を記している。⁽⁴¹⁾

右の過程では、杉浦が外務省と連携をとりつつ、ロシア領事の宥和に努めていることが読取れるが、杉浦の行動先の記述、前述の大原重実の書翰からは、外務卿である副島種臣の積極的な役割を見ることが出来る。五月十五日付の岩倉具視宛の大原の書翰の追信には、「今日只今外務卿之御話に、右は昨夜ニコライ教師と話之都合至極無難にて、最早格別乃心配には不^二相成」との事に候、卿之談判には實に感入候」と記しており、結局オラロウスキーヒは、問題を正式な外交交渉の場に乗せずに解決を見たことになる。

この事件の結着は、外務省が提出した五月付（日欠）の正院宛「箱館於テ宮城県士族影田孫一郎外壱人、魯國司祭官ニコライ方ヘ立入り居候テ耶蘇宗教伝播致シ候ニ付開拓使ニテ召捕候一件措置シ當否本省見込左之通」（以下、「断案」と略称する）に添つて解決が計られたものと見られる。外務省が描いた解決への脚本ともいってべき「断案」については、すでに松縄論文で「外務省記

録」（現・外交史料館所蔵）から主要部分が引用されているが、本稿でも行論に必要な範囲で太政官の文書を引用しておくこととする。

「断案」によると、外務省は、影田、津田の地位をニコライの雇人であるとし、この「召捕」事情については、ロシア領事の主張を「条理相立居候様相見へ候」と認め、「黒田次官面会ヲ断候事」は、「此一重事ニ付申立ル事アリト知リナガラ拒テ面会セサルハ交際上如何ト存候」と、指摘している。その上で、彼らが「耶蘇教徒」である事については、函館・仙台の捕縛人が「政事上ニ少害ナシ、唯禁令ノ宗門ヲ信仰シタル罪ノミ」であり、長崎（浦上村）・深堀のキリストンに対する「寛大ノ処置」⁽⁴⁵⁾と同様の扱いをすることを主張している。そのうえで、この信仰者たちについては、「長崎ノ例モアレハ最早懲治セシムルニ及ス、宮城県へ差戻シ同県下ニ在留セシメ箱館ニ置クヲ許サ、ルヘシ、而シテ宮城県貫属ノ一連モ教誨ヲ加ヘ改心セシメ幽囚ノ禁ヲ放タルヘシ、魯國ヘハ我國禁令ナレハ法ニ依リ处置スヘキナレトモ、交際上ノ条理ヲ以格別ノ寛典ニ處シ其罪ハ措テ問ハス、其宗教ヲ学フ事ハ説諭ヲ加ヘテ廢沮セシメタリト答テ可ナラン歟」という提案を行つてゐる。

この「断案」は、太政官の別の文書では、「壬申五月十三日外務卿持參差出⁽⁴⁶⁾」とある。この日付で正院は、外務卿へ「別紙ノ通、開拓使・府県へ内達ニ及ヒ候間、為ニ心得⁽⁴⁷⁾相達候也」と達すると同時に、正院内達を次のごとくに地方官へ指示することになる。

「切支丹宗信仰ノ者戊辰以来寛典ニ被レ処、専ラ教化ニ帰セシメ候御主意ニ付、此旨ヲ体認シ处置可レ被レ致、尤臨レ時、難⁽⁴⁸⁾差置⁽⁴⁹⁾事件出来ノ節ハ可⁽⁵⁰⁾被⁽⁵¹⁾伺出⁽⁵²⁾候、此段為ニ心得⁽⁵³⁾、及ニ内達⁽⁵⁴⁾候也」

壬申五月十四日

正 院

府県長官

」

加えて前述の同年四月三日付、開拓使から正院宛の伺に対し、また宮城県庁に対して、「其使⁽⁵⁵⁾（または県……鈴江註）ニ於テ致⁽⁵⁶⁾赦免⁽⁵⁷⁾、厚ク教諭ヲ可⁽⁵⁸⁾加置⁽⁵⁹⁾事」としている。正院内達が示す“寛典の処置”は、一八六八年（慶応四年）以来の対キリスト教取締政策の結着であり、とくに七一年に入つてからの、二月七日付布告第三六号（改宗者赦免布告）など一連の“寛有政策”的延長上にあつたとみてよい。とはいへ函館・仙台両正教徒に対する取扱が正院内達の直接の契機となつていたことは、以上の経過が示す通りである。

認することが出来よう。

では、正院内達の“寛典の処置”とは、どのような内容を意味するのであろうか。筆者は、「断案」が、函館・仙台の事件と長崎（浦上村）・深堀の事件とを対照的に捉えている点に注目したい。前項の引用と一部重複するが、関係の部分を掲げると次の如くである。

「浦上村宗民ハ一村ノ協和ニ害シ政事ニ妨アリ、伊万里県深堀ノ宗民モ神祇ヲ蔑視シ不敬ヲナシタル罪アリ、故ニ是ヲ捷捕スル理十分ニアリ、今箱館ノ兩人并宮城县貢属ノ一連ハ何レモ士族ニシテ礼儀ヲ弁シ政事上ニ

(三) “寛典の処置”について

函館・仙台で入獄また親類預に処せられた正教徒は、六月中に釈放されている。⁽⁴⁹⁾ただ、函館関係の影田、津田、酒井等の捕縛者その他函館支庁の探索の対象となつた十数名は、宮城県少属音羽安成に引渡され、郷里へ送還され、同年八月に帰県した。一連の事件収束過程は、外務省の「断案」が呈示した方針、すなわち捕縛・教諭後の釈放、宮城県庁の引取り、同県庁による教諭などが貫徹されたことを示している。従つて、正院内達という対キリスト教政策の転換点に、外務省の「断案」があり、この方向による収束を主導した外務卿副島種臣の存在を確認することが出来よう。

では、正院内達の“寛典の処置”とは、どのような内容を意味するのであろうか。筆者は、「断案」が、函館・仙台の事件と長崎（浦上村）・深堀の事件とを対照的に捉えている点に注目したい。前項の引用と一部重複するが、関係の部分を掲げると次の如くである。

少害ナシ、唯禁令ノ宗門ヲ信仰シタル罪ノミ、然レハ

長崎・深堀ノ二宗民ヨリハ其罪淺シ⁽⁵⁰⁾

」

外務省の認識では、浦上・深堀のキリストンの場合には、政事への妨害、神祇への不敬・蔑視という行動があつたとし、これが問題となつたのであるが、函館・仙台の正教徒の場合には、ただ信仰したのみであつて、政事への障碍が少ないとしてい。⁽⁵¹⁾かつ「断案」は、禁令の宗教を学ぶのは違法であるが、法に拠つて处罚するのみでは「懲治」させることが出来ないとの理解に立つている。この外務省の認識は、①キリスト教が禁令の「宗法」であるという点には変わりないが、②この正教徒達は「政事上」の少害（障碍）がなく、③その「罪ハ措テ問ハス」、すなわち信仰を保持するゆえの处罚は行わない、従つて、④いったん捕縛したが出獄させ釈放する、⑤これが“寛典の処置”である、という論理に要約される。

他方、この捕縛教徒をどのように处罚し得るかの問題を呈示したのは、宮城県庁であつた。同県庁からの「御仕置伺書」には、「糾弾中更ニ悔悟ノ躰モ無」之始末不届ニ有レ之、然ルニ新律中正当ノ律相見不レ申候、就テハ何様御仕置可ニ申付一哉」とある。「新律」とは、七〇年

函館・仙台洋教事件における“寛典の処置”と禁教政策への影響

（明治三）十二月二十日制定の「新律綱領」のこと

これには異宗信仰に対する罰則が規定されていない点を

宮城県庁は指摘している。新律綱領は、七三年に「改定律令」となるが、この間、異宗信仰を处罚する規程がないのは、正教徒「赦免」の決定的な理由とはなろう。しかししながら、解禁問題の中で、新律綱領などの規定の有無が主要な位置を占めるることはなかつた、と言えるのではなかろうか。高札撤去布告後にも、またこれが解禁を意味するか否かの論議の中においても、刑法典の規定の有無が論じられることは少ない。これは、函館・仙台両事件の正教徒の釈放理由が法の個別の条項から導き出された結論ではなく、状況に法を合わせた解釈に基づいていることを意味しよう。従つて、罰則の有無に関わらず、前述の外務省「断案」の論理における、①禁教の原則は、政府の方針の中で揺るがない地位を占めていることになる。

キリスト教禁教政策が放棄されたのか否かという論争が対外的にまたキリスト教徒側との間に起るのは、七三年の高札撤去布告以降である。高札撤去布告の文言は、次の通りである。

府県へ

自今、諸布告御發令每ニ人民熟知ノ為メ、凡三十日間便宜ノ地ニ於テ令^{〔掲示〕}候事

但、管下ヘ布達ノ儀ハ是迄之通可^{〔取計〕}、從來高札面ノ儀ハ一般熟知ノ事ニ付、向後取除キ可^{〔申事〕}⁽⁵³⁾

右に見るようすに、この布告は、法令公布方式の改変であり、但書の趣旨は、高札は撤去されるが、依然として法的にその内容は有効であるとの表明であつた。⁽⁵⁴⁾しかし、當時の欧米外交官、キリスト教関係者がこれをもつて解禁と解したことでもまた事実である。この布告をどのように解釈すべきかについては、筆者は前述の別稿「切支丹禁制高札撤去布告後の禁教政策」で論じ尽したと考えてゐるが、若干、付加するならば、次のような点を指摘出来る。

太政官及びその指示を受けた外務省の『寛典の処置』の内容理解及び高札撤去解釈は、『大日本外交文書』第六卷に収録の諸文書（同書二五四、二五六）の中で、示されている通りである。例えば、七三年四月二十六日付『横浜ヘラルド新聞』が、「日本國ハ文明ノ域ニ進ミ異宗ヲ唱ヒ異宗ヲ奉スル者往々有レ之モ敢テ之ヲ罰セス又之ヲ捨テ問ハス（中略）、未タ公許セスト雖モ既ニ異宗ヲ默許シ、日本國ニ於テ之ヲ邪宗トセス」と報じてゐるの

に対し、太政官の下げ札による指令は、「罰セサルモ亦捨テ問ワサルニ非ス、専ラ導テ教化ニ帰セシメ縱令愚夫愚婦固執ノ甚シキ一時服セサルモ歲月ヲ以テ之ヲ説キ到底改心セシムルヲ要ス、只刑罰ヲ用ヒサルノミ」、また「信徒シタル者ノ情況ニ就テ其時詮議ノ次第モ可^{〔レ〕}有^{〔レ〕}之事」というものである。また、同年、太政官の指揮を踏まえて外務卿代理上野景範がイギリス公使パーカスに対し、次の如く述べたという。

「日本政府に於て十字教公然許可致候とは、全心得違にて却て從前の如く禁制に相成候間、右を信仰の日本人時宜により其廉を以て罰を可^{〔レ〕}与候得共、罰を与とな^{〔レ〕}与とは信仰者の行状に因り候へは、先惡事を不^{〔レ〕}致内は政府に於て用捨可^{〔レ〕}致趣被^{〔申聞〕}候」

ここに見る外務省の説明は、前述の「断案」の論理——①禁教の継続、③処罰せず、ただし「信仰者の行状」により処罰がある、その判断は政府が留保する、⑤その意味での『寛典の処置』——と軌を一にしてゐる。後に太政官では、信仰と行状の関係を、「凡ソ事物上ニ就テ信否自由ニ任スルモノハ、人民思想ノ真権ニシテ、其志不可^{〔レ〕}奪者ニ候ヘバ、意想ノ權限ハ政憲律法ノ制馭スベキ所ニ無レ之候ヘドモ、其暴行非法、國法政憲ヲ犯

シ、成規法律ニ触ル、モノハ不レ可レ許ナリ」（一八七五年（明治八）七月十五日）と敷衍している。すなわち、内面の思想信仰は取締り得ないが、外形に現れた行為を取締るという構図であつて、これを“内面の自由放置、外形の取締”と要約できよう。

このように、七二年—七三年にかけての対キリスト教政策は、高札撤去布告の有無に関わりなく、“寛典”“寛宥”を対外的に表明しつつ、依然として禁教を前提とする新たな対策を構築していく。次節では、この取締の論理が具体的な民政すなわち地方行政においてどのように展開となるか、当初に掲げた本稿の第三の課題を見るこことしたい。

四、高札撤去布告以後の地方官の対応

（一）釈放後の開拓使の対策

正教徒の「赦免」は、前述の通り七二年六月、開拓使・宮城県庁ともほぼ同時に行われているが、釈放直後の扱いには異なるところがあつた。開拓使の場合は、旧仙台藩士等の正教徒を教諭するため宮城県へ強制送還させているが、この「引取」を直接促したのは、次の五月二十五日付、開拓使から正院宛の上申であつた。

「箱館表ニ於テ洋教信仰之徒所置方先達而中奉レ伺候処、致レ赦免厚く教諭ヲ可レ加旨御沙汰有レ之、其節不_二取敢_一參_二朝縷々陳上候末、當使ニ於テ教諭ヲ加_一ヘ候義は迫も難_二行届_一旨是又申上候処、何れ大蔵省より宮城県へ相達、同県より為_二引取_一教諭を可レ為_レ加旨御答有レ之候ニ付（中略）、御指図之通津田徳之進外堺人ニ付而は、此期乘し禁不禁ト一刀両断之御所分なし方向相立候様希望仕候共、御廟儀如何可レ有レ之哉難_レ計、乍然、右等之もの等總御赦免之儀函館表へ申遣し候ニ付、當人御赦免後、傲然魯館は勿論市中徘徊、天主教講説致し、剩_レへ諸人へ対し放言冷笑候様ニ而は益洋教流布いたし、教諭之道も不_二相立_一のミならず、多少之人民へ威信難_二相立_一、隨而當使庁を輕蔑誹謗いたし候様ニ成行候而は、第一御政体ニ關係いたし可_レ申ト存し苦慮仕候（中略）、此段申上候也⁽⁵⁹⁾」

これに対して正院からは、「函館表ニ於テ洋教信仰之徒宮城県へ引取方之儀申立之通、大蔵省へ相達候也」と六月二日付の回答があり、民政を所管する官庁であつた大蔵省から六月九日付で宮城県へ「県地へ引戻」方を達している。⁽⁶⁰⁾

右の開拓使の文書では、津田徳之進等が釈放されて早

くも、「傲然」とロシア司祭館へ出入りし、市中での天主教講説をなしているかのごとくであるが、いまだ釈放されていない段階であり、しかもこの文書の発信地が東京であることから、「放言冷笑候様ニ而は」というのは、事態を仮定した文言として読むべきであろう。尤も、開拓使は、正教徒の伝道拡大に対抗する措置を「赦免」以前に講じている。次に掲げる教導職差下要請がそれである。

「今般教導職ヲ被レ置御国内治ク説教可レ有レ之旨ニ付而是、北海道之儀は至急施行相成候様仕度、箱館港ニおゐて耶蘇教蔓延ニ付既処置振等相伺候程之義ニ御座候得は、御注意之上長崎同様相当之教導職両三名御差下懇切説教有レ之様、教部省へ御沙汰被レ下度、此段奉レ伺候也

壬申五月廿二日

黒田開拓次官

正院

御中⁽⁶¹⁾

正院は、これに対し六月二十二日付で「伺之通」と承認を与えている。開拓使は、「教化」によるキリスト教徒の活動の抑圧に能動的に踏み込んだことになり、こ

のため国民教化政策とキリスト教徒との葛藤を地方政府

の課題として、自ら引き受けることとなつた。捕縛の際に発揮された積極的な主体性は、正教徒釈放後も継承されている。

一方、宮城県庁は、ほぼ同時期の五月二十八日付で、捕縛の際に取揚げたキリスト教書（『東教宗鑑』『耶蘇教要理大問答』など）の返還を伺い、同日付で許可されている。⁽⁶²⁾この中で同県庁は、それらの「書籍」が既に東京でも売捌かれており、たとえ県庁で取押さえておいても、普及を阻止する実効性が乏しいとしたうえで、「今日海外各國御交際開化駆々不レ可レ禦之日ニ膺リ、猶旧章ニ抛リ御制禁之儀深キノ御趣意も可レ被レ為レ在候得共、其実全ク邪法とも不_レ相聞、生、唯三尺を執り犯禁之法を正し処刑振奉レ伺候得共、既ニ寛典之御趣意有レ之」と述べている。宮城県庁の伺には、キリスト教容認とも受取れる文言も記されており、正教徒との対立状態を早期に清算しようとする意図を見ることが出来る。この後、同県庁にはキリスト教徒との葛藤を醸成する動きは認められず、国民教化政策の課題を能動的に引受けようとした開拓使とは対照的であつた。

（二）伝道活動の公然化と取締の展開

開拓使が憂慮した「傲然」たる市中徘徊、「天主教講

説」「洋教流布」等々は、釈放後、はたしてその通りの事態となつた。前述の開拓次官伺（五月二十二日付）の通り、教導職の派遣が実現するが、釈放で勢いを得た正教徒側との対立は先鋭化し、教導職の国民教化の基本綱領である「教則三条」が争点となつて、直接の論争を引き起こすことになった。

まず黒田次官宛の杉浦誠の報告⁽⁶³⁾を見よう。これは、日本を欠いているが、一八七三年（明治六）三月二十七日には東京に到着している文書である。ここでは、前年に派遣された七星正泰（教部省十二等出仕兼少講義）外三名等が着函して以来、「函館市民共江御教則三条之御主意ヲ教示および候處聽聞之徒日々相殖盛ニ相成候」と述べ、広汎な希望もあつたので講義の機会を拡げ、ついに「報本社ト号講社取結」ぶこととなり、これを「今日ノ美事」と自ら評価する。しかし、「彼ノ宗徒」、すなわちハリストス正教徒たちも「朋党ヲ樹テ」、「其伝道之施設ハ親切着実」に進められている。「今日之景況我レ盛ナレハ彼亦決シテ坐視セス」とし、とともに競争関係にあるが、「彼ヨリ諍端ヲ啓カントスルノ事情モ相見ヘ実ニ今日ニ在テ之ヲ遇絶スルノ道至難ニ之レアリ」との状態に立ち至つているという。

教則三条が「誹謗」の対象になつたのは、翌年八月十四日の中講義出雲路善奥「御含申上」⁽⁶⁴⁾によると次のようないふる。すなわち、「彼者（正教徒の丹野文成、佐々木実、平沼栄……鈴江註）天主ナル造物者ノ外更ニ余神アル事ナシ、故ニ真神云フト申ニ付、真ハ仮偽ニ簡フノ言ナルヘシ、然は三条第一敬神ノ神ハ神ニアラサルヤト、彼曰、神ニアラス人ナリト云」という論争であつた。出雲路が、「朝廷ヨリノ教憲明ニ掲玉ヘル神天照大神ナル事ハ本省教育・大教院ノ確説ナルニ汝チ神ニアラス人ナ

この文書の後半は、「彼レ壹歩行カハ我百歩進ミ、彼一人ヲ説カハ我レ百人ヲ説キ、陽ニ構害スル事ナク、漸々説キ尽サシメ遂ニ庶民一同信心安着」を図るほかなしそしつつも、この問題で、「廟堂上ノ御確議」すなわち太政官中枢の意向、また教部省の対策を承知したいという内容であつた。さらに杉浦は、教導職活動に対する正教徒側の「諍端」すなわち妨害・論争の具体的な事例を報告する文書、「函館説教風聞書」を添えている。それによると、論争の焦点は、「教則三条」で、正教徒側の批判は、「御教則三条ノ旨ヲ誹謗シ教職ヲ惡口シ函館ノモノ何故ニカ、ル説教ヲ聽難有カル事ヤ更ニ相ハカラスト云ヒ、次テ 皇統ヲ蔑如」したという。

教則三条が「誹謗」の対象になつたのは、翌年八月十四日の中講義出雲路善奥「御含申上」によるところの論点であつた。すなわち、「彼者（正教徒の丹野文成、佐々木実、平沼栄……鈴江註）天主ナル造物者ノ外更ニ余神アル事ナシ、故ニ真神云フト申ニ付、真ハ仮偽ニ簡フノ言ナルヘシ、然は三条第一敬神ノ神ハ神ニアラサルヤト、彼曰、神ニアラス人ナリト云」という論争であつた。出雲路が、「朝廷ヨリノ教憲明ニ掲玉ヘル神天照大神ナル事ハ本省教育・大教院ノ確説ナルニ汝チ神ニアラス人ナ

リトハ何等ノ意故ニテ申スヤト」と問うと、「朝廷、天祖ヲ神ト玉ハ、全ク天朝ノ誤リナリトス」との答えが返り、出雲路をして「皇國ノ民トシテ天照皇(大)(母)太神ヲ誨レリ上ル、真ニ其意趣ナリヤ」と驚かせている。論争の焦点は、神とは何かという「神」観にあり、正教会の教理が、開拓使・教部省の進めようとする国民教化政策との間で原理的な対立を引き出したことになる。

前述の杉浦からの報告は、高札撤去布告後一ヶ月程の後の文書であるが、同布告についての言及は、いまだ認められない。しかし、続いて起こった、正教徒小笠原定吉埋葬事件では、杉浦は、「当港在留アナトリイ、教法不レ相替レ治布、即今就学之者も弥増、殊ニ三章之制札取除ニ付而ハ此末益勢焰盛ニ可レ相成ト苦慮仕候」と、この事件も高札撤去の影響の一端と捉えて、開拓使東京出張所へ「所置振」「次官殿御所見」を問合わせて(65)いる。

これに対する東京出張所の回答は、「外聞ニテハ既ニ耶蘇教御(マツ)開禁之筈拵申触程之儀ニ而、殆ト默許之姿ニ有レ之、且御禁令之明条モ相立居不レ申候得は、別段闊距之良法無レ之」という状態であつて、長崎地方の「異教蔓延」に対し教部省からも「政府」（正院）に伺出しているが、「何分之御沙汰無レ之、同省ニ於テ甚苦心之趣」である。

るとして、手詰まりの状態であると伝えている。ただ、注目すべきは、「御定制相立可レ申」の間、「夫迄之処、民政ニ妨害無レ之様可レ然御取計可レ有レ之、勿論顯然御国法ニ違背候者ハ教法ニ関係致候トモ断然処置可レ致旨、次官殿被(66)申聞候」と回答している点である。

この回答は、キリスト教徒対策の行詰り、とくに処罰規定の欠如と取締施策に実効性の無いという状況が前提にあるが、「民政」妨害のあつた場合には、「断然処置」せよとの黒田次官の命令も伝達されていた。ここでは、信仰自体の取締に踏込まないが、その活動がさきの外務省「断案」にいう——「断案」当時の外務省の判断とは異なり——、「政事上」の害として正教徒を取締まる方向が指示されている。

この後、開拓使函館支庁管内で問題とされた諸事件には、この「民政妨害」が取締の理由となつてゐるのを見ることが出来る。例えば、影田孫一郎が郷里から七三年に再び来函し、ロシア司祭館への入塾を希望したことに対し、開拓使は、「天主教研究」を放置すると、「追々蔓延致シ人民教導之障碍ニモ相成」として、教部省に影田等排除の対策を迫つて(67)いる。七五年（明治八）にイギリス国教会のCMS（教会伝道協会）所属宣教師W・デニ

ングに説教を依頼した青森県士族小川淳の場合も、同様の趣旨で裁判所に引渡されている。小川は「耶蘇教講説」のため函館の「内潤町於而一区之家屋借受、説教場取設」けたが、函館支庁は、「内潤町は往来雜踏之地ニ候處、日曜日杯ニは日昼高声講説いたし、聴者鷺集何ニ分難差置」として制止を図っている。⁽⁶⁸⁾ 同年、小川淳とともに函館裁判所へ引渡された和田音次郎は、メソヂスト派の宣教師M・C・ハリスに「耶蘇講義」をさせたのが原因であるが、同様の理由と推測される。

ここに見る取締の論理は、前節(三)項の、太政官が示し外務省が対外的にも説明している“寛典の処置”——いわば“内面の自由放置、外形の取締”——の枠組の中にあると言つてよい。この論理が、開拓使函館支庁のみならず、七二年—七三年以降の各地の事例に共通したものであり、かつ取締が終焉に向かう様相を呈していくのを次項でみるとしよう。

(三) 高札撤去後の取締事件

高札撤去布告により、各地の高札が逐次撤去され、これによつてキリスト教徒側は信教の自由を得たとの理解に立つたのは、前述の通りである。高札撤去の効果がキリスト教各派の伝道活動を活性化したのは、各地で容易

に確認出来る。七三年以降、各地で発生した諸事件は、そのような全国的に展開する伝道活動のなかで起こつてゐる。太政官・外務省文書に痕跡を残した事例を列挙すると、一八七三年十二月、兵庫県兵庫港では、アメリカン・ボード派遣宣教師D・C・グリーン(会衆派)に雇われた前田泰一が邦訳の旧新約聖書を販売し、兵庫県庁から教部省へ通報された。これは、出版条例第七条の無許可販売違反となる。⁽⁷⁰⁾ また翌七四年正教会の大立目兼吾、大島丈輔、影田孫一郎が再三にわたり説教を行う「所業」をなし、その処分方指令伺が、岩手県令から太政大臣へ提出されている。ここでは、大立目の説教行為があつた。大島丈輔は、ほかにも青森県で、「耶蘇教講談」を行つたために、「断然制禁」を命ぜられている。⁽⁷¹⁾

一八七四年は、このほか水沢県でも、川股(酒井)篤礼、千葉宅(卓)三郎が、「未タ教部省允許モ無レ之折柄、私擅ニ施教致」し、「愚民ヲ誘導」したとして、これも県庁から「御指揮」方伺があつた。⁽⁷²⁾ 前項の函館における出雲路善奥が遭遇したハリストス正教徒との論争もこの時期のものである。京都府庁からも、兵庫県の鈴木清が、「屢管下橋本駅辺ニ往来シ、耶蘇教祈念之法ヲ勧メ真の

道ヲ知るの近路ト標題シタル別冊ヲ授ケ往々愚民を眩惑致⁽⁷⁴⁾したとして、正院の指示を求めてい。さらに同年十二月二十八日付で広島県庁からは、「異宗之儀ニ付伺」が提出されている。これは、文部省御雇語学教師英人

ウイルトン・バ(ハ)ック（バプテスト派の信徒）が地元の信徒とかたらい、教会を設立すべく「耶蘇教挙礼堂設之願」と「教会之盟」を提出したことによるものである。ウイルトン・ハックの例は結果が明瞭ではないが、ほかに多数のキリスト教式葬儀・埋葬問題が起きている。

一八七五年は、さらに東京府下鹿浜村のハリストス正教徒高橋市右衛門の事件が起こる。これは、同人がキリスト教に入信したため、大神宮殿・護札・位牌・仏像を焼却、今後、自葬を行うと申出たことが問題とされた事例である。⁽⁷⁵⁾前節(三)項の末尾で触れた、「凡ソ事物上ニ就テ信否自由ニ任スルモノハ、人民意想ノ真権ニシテ」という文言は、この高橋市右衛門に対する処罰案の中の一部であった。

これら事件を取扱った各地方官（府県・開拓使）は、キリスト教の蔓延が愚民の誘導となり、ひいては官への誹謗となつて統治の機能を損なうとして、キリスト教徒を放置することの危険性を指摘している。いづれも、高

札撤去は禁教の継続という布告の文言が、そのままキリスト教活動を事件化する際にも、取締の根拠となつており、外務省もまた、少なくとも七五年までは、その前提を崩していない⁽⁷⁷⁾。

以上は、一八七五年までの取締事件と中央政府及び地方官のキリスト教取締論理であるが、七六年（明治九）以降には、高札撤去布告にいう「人民熟知」という禁教継続の説明が主張されなくなる状況が見られる。別稿で取上げた外務省の「異教浸漸予防之儀ニ付意見」（案）⁽⁷⁸⁾も、一八七六年段階の対キリスト教政策の帰結を示す一端である。そこでは、国家の宗教的中立性が強調されており、宗教者の「国律違犯」も“内面の自由放置、外形の取締”という論理の立て方ではなく、法律一般のなかで処理することとして論理化されている。また、政府の国民教化政策も、七六年前後にはその転換を指摘出来る。例えば、七五年五月には神仏各宗一体の国民教化推進の中央機関であった大教院を解散し、七七年一月には、教部省も廃止した。無許可説教禁止の根拠となつた大教院規則が廃止されるなど、七二年—七三年頃にキリスト教活動を規制してきた法令が減少し、キリスト教活動への規制は、出版・新聞への規制、自葬禁止などに限定され

ていった。

開拓使の場合も、政府中枢・外務省の変化との関係は確認できないが、一八七六年には重要な転機が起る。同年七月に開拓使札幌農学校に着任した教頭W・S・クラークは、長官黒田清隆の默認のもとに、聖書による德育教育を行つたという著名なエピソードを残すが、これ

は開拓使のキリスト教対策の全面的な転換を示すものであつた。札幌農学校におけるクラークの聖書使用は、学校の範囲内に限定されていたが、もはや開拓使にとつてもこれとキリスト教徒取締とが、両立し得ないのものとなつた。クラークの德育教育が函館支庁のキリスト教対策に及した影響を明らかにする史料は見出されないが、七六年以降の同支庁は、禁教繼續施策への関与を明らかに後退させている。例えば、一八七八年（明治十一）に函館支庁は、「福山大松前町ニ於テ外教講説」した菊地卓平（メソヂスト派の信徒）を「函館裁判所江彈告」するが、裁判所は、「律ニ触ル所ナシ」と無罪判決を下した。裁判所も、日本人自ら「外教講説」を行うことが違法では無いとする判断を示したことになる。加えて七五年の小川淳等五人への求刑も裁判所では未処分の状態であつて、同支庁は、東京出張所へ今後の取締断念を示唆

している⁽⁸⁰⁾。全国的にも開拓使管下においても、国民教化政策が放棄された時期に、『内面の自由放置』とともに、『外形の取締』も放棄され、公文書中の禁教繼續の文言が逐次消滅していくのを確認出来る。

五、まとめ

本稿は、一八七二年のハリストス正教徒捕縛事件の発生・収束の経過を見つつ、この事件が対キリスト教政策全体に及した影響を、主として禁教取締の論理に着目して考察してきた。当初に掲げた第一の課題である函館・仙台両地方の捕縛の関連については、とくに函館において前年より諜者の内偵もあり、両地方での捕縛を促す要因が局地的な契機ではなく、中央からの一定の政治的圧力を想定出来ることを指摘した。また、事件の収束に果した外務省の「断案」に見る、違法であるが処罰せず釈放するという解決の方法が、その後のキリスト教徒取締の方針となり、正院内達の『寛典の処置』に具体化し、政策として一般化したこと、高札撤去布告後、禁制繼續を前提として、内面を問わず外形を取締るという枠組は一貫していることを指摘した。『寛典の処置』の内実の解説は、本稿の第二の課題であった。第三の課題である

キリストン・正教徒釈放後及び高札撤去布告後の各地方におけるキリスト教徒取締も、第二の課題で筆者が指摘した禁教継続の枠組の中で展開しており、函館・仙台洋

教事件の事件收拾策が、少なくとも一八七五年時点までその意義を持続しているのを見ることが出来る。

以上、函館・仙台洋教事件とその後の事件を通して、対キリスト教政策の推移を見てきた。如上のよう一八七二年以降、政府の対キリスト教政策は、緩和の方向をたどりつつも、禁教継続が再三表明されている。筆者は、禁教継続が仮に建前であつたとしても、政府自身の禁教継続表明を重視する立場から、禁教継続の論理を検討する意図をもつて論述してきた。論者によつては、正院内達、高札撤去あるいは“内面の自由放置”をもつて、解禁・默許と主張する立場もあると思うが、解禁・默許の定義は、これを行う政府の法的確認の問題であり、実質的に解禁・默許同様の状態になつていることは、区别して設定する必要があると考えている。信仰者へ処罰が加えられない状況、また一定の地域においてキリスト教伝道に官側の制止がなされないことをもつて、わが国近代初頭におけるキリスト教解禁が到来したと考えるべきで無く、政府側の禁教意志の消滅如何を検討する必要が

あるのではなかろうか。この点を付言して本稿を閉じることとする。ご批判をいただきたい。

註

(1) キリスト配流、釈放についての近年の業績としては、家近良樹著『浦上キリストン流配事件—キリスト教解禁への道』（吉川弘文館、一九九八年二月）がある。同書では、キリストン釈放に政府を追込んだ事態の一つに、外国の圧力のみならず流配キリストンの存在という内在的な要因を挙げている。ここでも一八七三年の高札撤去によって默認に到達したという理解に立つてある（同書二〇三頁）。

(2) 石川喜二郎編、日本正教会編輯局、一九〇一年一月、

第一編第一一二章。

(3) 同前、一三一〇頁。

(4) 同前、一六四一—一六五頁。

(5) 柴山準行編、日本ハリストス正教会総務局、一九三六年十一月、四七頁。

(6) 宮城県史編纂委員会編、宮城県史刊行会、一九六一年一月、所収、小原伸「ハリストス正教」。ここでは、前掲、

正教会の二文献のほか、宮城県序文書、事件の宮城県側の当事者塩谷良翰述、塩谷恒太郎記『回顧録』（塩谷恒太郎、一九一八年五月）などを史料としている。

(7) 『國學院雑誌』第六六卷一号、國學院大學、一九六五年一月、所収。

- (8) 北海道総務部文書課編・刊『新しい道史』第一三号、一九六五年十一月、所収。
- (9) 註(7)、松縄善三郎前掲論文、九三頁。
- (10) 『窓』三四号、ナウカ社、一九八〇年一〇月、所収。
- (11) 渡辺信夫編『宮城の研究』六、近代篇、清文堂、一九八四年七月、所収。逸見論文には、捕縛者の住所・経歴などを明らかにした「逮捕者名簿」が付されている。
- (12) 讀史会編・刊『お茶の水史学』第三五号、一九九一年四月、所収。なお、三好論文の註(17)には、正院内達を意義づける視点から、秋月・筆者の論文及び福島恒雄著『北海道キリスト教史』(日本基督教団出版局、一九八二年七月)への批評がなされている。
- (13) 註(10)、秋月俊幸前掲論文、三四頁。
- (14) 註(12)、三好祥子前掲論文、八九頁。
- (15) 註(10)、秋月俊幸前掲論文、三二頁。
- (16) キリスト教史学会編・刊『キリスト教史学』第五三集、一九九九年七月、所収。
- (17) ハリストス正教は、正式には「神聖正統使徒伝承東方教会」であつて、一般には、東方教会、オーソドックスと呼ばれているキリスト教の宗派である。洋教事件当時の史料では、「ケレツヤ教」(ギリシャ教)、「天主教」と自称し、一方、官側からは「邪蘇教」「西教」「洋教」「外教」「異宗」などと呼称されていた。
- (18) 仙台での布教の経緯は、註(2)石川喜三郎編、前掲書、一〇頁以下、一四三頁以下。
- (19) 同前、一七〇頁。
- (20) 『公文録 異宗徒之部 壬申』(国立公文書館所蔵太政官文書、二A-九-②七二九)、所収、一八七二年四月十五日付、宮城県「処刑伺書差出候ニ付申上候書付」。
- (21) 註(2)、石川喜三郎編、前掲書、一九三頁以下。開拓使函館出張開拓使序刑法掛『白洲日録 第壹号 明治五壬申年自正月至六月』(北海道立文書館所蔵マイクロフィルム。原本所蔵函館地方裁判所)。
- (22) 註(20)、『公文録 異宗徒之部 壬申』。『官省伺書綴明治五年』、一七四番(宮城県立図書館所蔵宮城県庁文書)。
- (23) 註(6)、塩谷良輔述、前掲書、一二六四頁以下。
- (24) 国文学研究資料館所蔵、杉浦梅潭文庫。『経年紀畧』は『杉浦梅潭日付日記』(杉浦梅潭日記刊行会、一九九一年十一月)に翻刻、収載されている。
- (25) 同前、杉浦梅潭文庫、資料No.10。これは未公刊であるが、北海道立文書館有志によつて解説されている。
- (26) 当時、開拓使は長官が任命されていなかつたので、次官の黒田清隆が最高首脳であつた。黒田は、一八七四年八月、参議兼開拓長官に任せられる。
- (27) H・チースリク編訳『宣教師の見た明治の頃』(キリストン文化研究会、一九六八年十一月)、一〇六頁。
- (28) 註(25)、七月十一日条。
- (29) 註(10)、秋月俊幸前掲論文、三二頁。
- (30) 註(2)、石川喜三郎編、前掲書、一四五頁以下、一七三頁以下。
- (31) 開拓使函館支庁庶務掛『東京上局往復内状類 自明治

四年至同六年』(北海道立文書館所蔵簿書、九七二二号)

(32) 『日本正教伝道誌』には、杉浦宅の書生田所某が正教会の『東教宗鑑』を読んでいるのを発見され、放逐されたとしている(一八四一—一八五頁)。これが「静岡書生某」(旧幕臣か)と重なることなのか不明である。

(33) 『耶蘇教ニ関スル書類 三』(国立公文書館所蔵太政官文書、二A-三五一-一〇一)。「北海道筋弘教ノ議」の記事の大半は異教の活発な活動に危機感を表明し、布教(国民教化)のため、「開拓使ニ附シ別ニ教官・監官等巡視セシメ各其惱誠ヲ表シテ之ヲ誘掖スヘシ」と「防異ノ術」を建言したものである。

(34) 黒田清隆と西郷隆盛の関係については、例えば井黒弥太郎著『黒田清隆』、吉川弘文館、一九八七年十一月(新装版)。

(35) 岩倉使節団の歴史的な役割について、近年の包括的な研究としては、田中彰・高田誠二編著『米欧回覧実記』の学際的研究、北海道大学図書刊行会、一九九三年三月。

(36) 外務省調査部編『大日本外交文書』第五卷、日本国際協会、一九三九年三月。大塚武松編『岩倉具視関係文書』第五卷、日本史籍協会、一九三一年五月。

(37) 『耶蘇宗一件 四編 人』(国立公文書館所蔵太政官文書、二A-三三一九-一〇七二)。

(38) 註(33)、『耶蘇教ニ関スル書類 三』、所収、オラロウスキーより杉浦誠・松平正親宛書翰、第五三号、一八七一年四月二十八日付(和暦四月四日)。

(39) 開拓使東京出張所『開拓使公文録原稿 明治五年』

(北海道立文書館所蔵簿書、五七三五号)。

(40) 註(33)、『耶蘇教ニ関スル書類 三』。

(41) 註(25)、『日記』。

(42) 註(36)、『岩倉具視関係文書』第五卷、一四〇頁。

(43) 註(20)、『公文録 異宗徒之部 壬申』。

(44) 註(7)、松繩善三郎前掲論文、九一頁以下。松繩論文では、「断案」の標題を「異宗徒措置ノ当否具状書」(五月十三日付)としている。

(45) 註(20)、『公文録 異宗徒之部 壬申』、所収、辰(一八六八年)十一月二十九日付、東久世中将より各国公使宛、「各國公使ヘノ返翰」。

(46) 註(33)、『耶蘇教ニ関スル書類 三』。

(47) 同前。ただし、正院内達の日付は、註(20)、『公文録 異宗徒之部 壬申』などでは、五月十四日付である。

(48) 註(39)、『開拓使公文録原稿 明治五年』及び註(20)、『公文録 異宗徒之部 壬申』、註(22)、『官省伺書綴 明治五年』。開拓使への指示の日付は不明であるが、宮城県庁へは五月十八日付となつてている。

(49) 註(21)、『白洲日録』では、開拓使が六月一日に「赦免申渡」、註(20)、『公文録 異宗徒之部 壬申』では、宮城県庁が六月中に「檜倉入ノ者等不レ残放免相成タリト」とある。

(50) 註(20)、『公文録 異宗徒之部 壬申』。

(51) 外務省が士族ゆえに罰すべきところが少ないと、いうのは、宮城県庁の捕縛理由とは対照的な認識である。註(10)、秋月俊幸前掲論文も指摘する如く、宮城県庁が

「集会厳禁ヲ犯シ」としているのは、旧仙台藩士の結束が不穏であるとの認識であろう。

代思想史大系、五）、岩波書店、一九八八年九月、三四二頁、再引。

(52) 註(20)、『公文錄 異宗徒之部 壬申』、註(22)、『官省伺書綴 明治五年』、所収、「高知県貫属士族桑津一兵衛厄介沵辺数馬ノ由申立多人数集会耶蘇教講候一件、右

数馬外百六名吟味仕候処、左之通」。

(53) 『法令全書』第六卷。

(54) 「切支丹札」の場合、高札撤去布告によつてその法的な地位がどのように変化するか。岡田昭夫「明治高札考」

四（早稲田大学大学院法研論集）第七〇号、一九九四年七月、所収）は、切支丹札は掲示されることによつてのみ効果をもつ実定法である、と説明している（八二一頁）。

(55) キリスト教関係者にもたらされた解禁情報は、「ジャパン・ガゼット」紙であつたことを、S・R・ブラウンが伝えている（高谷道男編訳『S・R・ブラウン書簡集』日本基督教団出版部、一九六五年十一月、二九〇頁）。また、『横浜公会日誌』二月二十一日条の記事（佐波亘編『植村正久とその時代』第二巻、教文館、一九六六年五月復刻、三三〇頁）も、布告日付以前の記事であるから、この報道は同紙のスクープであろう。

(56) 註(36)、『大日本外交文書』第六卷、一九三九年六月、五九七一八頁。

(57) 同前、六〇一頁。一八七三年十一月四日付。

(58) 「（高橋市右衛門耶蘇教信仰ニ付）内務課議案」（太政類典）第二編二五一冊、所収、国立公文書館所蔵太政官文書）。安丸良夫・宮地正人校注『宗教と国家』（日本近

(59) 註(39)、『開拓使公文錄原稿 明治五年』。

(60) 開拓使出張函館開拓使厅『洋教一件書類 明治五年』（市立函館図書館所蔵）。

(61) 開拓使『稟裁錄 自明治四年至同五年』（北海道立文書館所蔵簿書、一〇六九七号）。

(62) 註(60)、『洋教一件書類 明治五年』、註(22)、『官省伺書綴 明治五年』。

(63) 開拓使東京出張所『公文往復 但社寺部 明治六年』（北海道立文書館所蔵簿書、八七四号）。

(64) 開拓使『稟裁錄 上 明治八年』（北海道立文書館所蔵簿書、一〇七二七号）。

(65) 註(63)、『公文往復 但社寺部 明治六年』、所収、一八七三年五月四日付、東第一二二号。小笠原定吉の葬儀・埋葬は、菩提寺であつた函館高竜寺で行われたが、その際、棺を寝棺にし、十字架を「佩負」させたことが問題とされた。神官・僧侶以外の者によつて葬儀を行うことは、一八七二年六月二十八日太政官布告第一九二号によつて禁止されている。尤もこの事件は、自葬禁止に抵触するものではないが、開拓使函館支庁は、これを問題とした。

(66) 同前、所収、一八七三年九月七日付、函第三九一号。

(67) 『耶蘇教二闇スル書類 四』（国立公文書館所蔵太政官文書、二A-三五-1-⑩四〇一二）、所収、一八七三年九月十九日付、函ノ一三三号。

(68) 開拓使東京出張所『開拓使公文録』外務省往復 明治八年(北海道立文書館所蔵簿書、五八〇五号)、所収、一八七五年七月十八日付、第三〇八号、外務卿寺島宗則宛。

(69) 開拓使東京出張所『開拓使公文録』函館支庁上申 明治八年(一月至十一月)（北海道立文書館所蔵簿書、五六〇六号)、所収、一八七五年十一月十日付、「耶蘇教信仰ニ付犯則ノ者函館裁判処へ引渡置ノ儀上申」。このとき裁判所へ「引渡」されたのは、小川、和田のほかに山中友伯、鈴木富次、大村リセの三名がおり、いずれも娘・妻・夫を「耶蘇教式」による葬儀・埋葬したことが理由となつてゐる。

(70) 註(67)、「耶蘇教ニ関スル書類 四」、所収、一八七三年十二月十一日付、兵庫県令神田孝平、回報。

(71) 同前、所収、一八七四年一月二十七日付、岩手県令島惟精、同。

(72) 『公文録』内務省同 明治七年(一月)（国立公文書館所蔵太政官文書、二A-九②一〇五二)、所収、一八七三年十一月二十四日、青森県権参事那須均、「耶蘇教講談禁止申付候義二付届」。

(73) 註(67)、「耶蘇教ニ関スル書類 四」、所収、一八七四年七月十九日付、水沢県參事増田繁幸、「耶蘇教信向之徒処分之儀二付再伺」。

(74) 同前、所収、一八七四年七月十日付、京都府知事長谷信篤、「耶蘇教之儀ニ付伺」。鈴木清の事例も、出版条例違反になるはずであるが、処罰された形跡はない。

(75) 同前。ウイルトン・ハックの件で内務省は、一八七五年、広島県大属雨森精翁を呼出していが、対策の結論を得ないまま帰県させている。

(76) 註(58)、「國家と宗教」、三三九頁以下。

(77) 外務省が一八七五年段階で制禁の継続を明言している例としては、「耶蘇教ハ今以我政府ノ制禁スル所ニして未ダ此制禁ヲ廢止セシ事アラス」とした、註(68)、「開拓使公文録」外務省往復 明治八年(一月)、所収、一八七三年七月七日付、開第七七号、外務卿寺島宗則より開拓使三等出仕宛、申入がある。

(78) 外務省外交史料館所蔵外務省記録、『宗教関係雑件第一巻』(三門一〇類一項八号)。

(79) 太田雄三著『クラークの手紙』—札幌農学校初代教頭の日本体験—、昭和堂、一九七九年八月、一四八頁以下。

(80) 開拓使函館支庁記録課『東京出張所文移録 甲 往ノ部 一二 明治十一年』(北海道立文書館所蔵簿書、二五五七号)、所収、六月付、第四四四号、「外教ノ儀ニ付東京書記官へ移文案伺」。